

別表

	公表事項	公表様式等	公表の方法、時期等	実施機関
一般競争入札	第2条 発注の見直しに関する事項 (1) 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要 (2) 入札及び契約の方法 (3) 入札を行う時期	建設工事発注見直し一覧（第1号様式）	毎年度4月1日（予算が成立していないものにあつては予算成立日）以後、遅滞なく当該年度の末日までインターネットにより公表するものとし、また、7月1日、10月1日及び1月4日を目途に見直しを行い、変更があるときは、遅滞なく当該年度の末日までインターネットにより公表するものとする。	入札主管課
	第3条第1項 一般競争入札に参加する者に必要な資格	入札参加資格審査申請書提出要領	左記要領を定め、又は作成したとき及び変更したときは、遅滞なく当該要領が廃止されるまでインターネットにより公表するものとする。	入札主管課
	第3条第2項 一般競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿	四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿	左記名簿を作成したとき及び変更したときは、遅滞なく当該名簿の有効期間が終わるまでインターネットにより公表するものとする。	入札主管課
	第6条第1項 第2条及び第3条に掲げる事項に変更がある場合における、変更後の当該事項	それぞれ上に記載	それぞれ上に記載	入札主管課
公告時	第4条第1号 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格（競争参加資格に関する事項）	公告文	公告時に閲覧に供する方法※1により、遅滞なく公表するものとする。なお、公表した事項は、少なくとも契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで公表するものとする。	入札主管課
	第4条第8号 総合評価方式による入札を行った場合における次に掲げる事項 ア 当該総合評価方式による入札を行った理由 イ 落札者決定基準	アについては、公告文（総合評価方式による入札を行った理由を記載するものとする。） イについては評価項目一覧	公告時に閲覧に供する方法※1により、遅滞なく公表するものとする。なお、公表した事項は、少なくとも契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで公表するものとする。	入札主管課
	第4条第2号 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由	競争参加資格取消し通知書（写し）及び入札決定一覧表（第2号様式）、又は左記の内容がわかるもの	落札決定後閲覧に供する方法※1により、遅滞なく少なくとも契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで公表するものとする。	入札主管課
落札決定後	第4条第4号 入札者の商号又は名称及び入札金額	入札結果調書（写し）	同上	入札主管課
	第4条第5号 落札者の商号又は名称及び落札金額	同上	同上	入札主管課
	第4条第6号 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	低入札価格調査により失格となった者の一覧（第4号様式）	同上	入札主管課
	第4条第7号 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	失格である旨を明記した入札結果調書（写し）	同上	入札主管課
	第4条第8号 総合評価方式による入札を行った場合における次に掲げる事項 ウ 価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由 エ 落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	ウについては、入札結果調書（写し） エについては、入札結果調書（写し）及び低入札価格調査により失格となった者の一覧（第4号様式）	同上	入札主管課
	契約締結後	第5条第1項 次に掲げる契約の内容 (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 (2) 公共工事の名称、場所、種別及び概要 (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期 (4) 契約金額	契約書（写し）及び四日市港管理組合公共工事積算内訳事後公表実施要領で定める積算内訳書、又は左記(1)から(4)までに掲げる内容のわかるもの	契約締結後閲覧に供する方法※1により、遅滞なく少なくとも公表した日の属する年度及び翌年度まで公表する。
契約変更後	第6条第2項 第4条及び第5条の公共工事について、契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合における変更後の次に掲げる契約内容及び変更の理由 (2) 公共工事の名称、場所、種別及び概要 (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期 (4) 契約金額	変更後の左記(2)から(4)までに掲げる事項及び変更の理由がわかるもの、又は変更契約書（写し）及び変更理由書（写し）	契約変更後閲覧に供する方法※1により、遅滞なく少なくとも公表した日の属する年度及び翌年度まで公表する。	事業主管課

※1 閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいい、インターネットにより閲覧に供したものは、閲覧所を設けて閲覧に供することを要しない。

別表

	公表事項	公表様式等	公表の方法、時期等	実施機関
指名競争入札	第2条 指名通知前 発注の見直しに関する事項 (1)公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要 (2)入札及び契約の方法 (3)入札を行う時期	建設工事発注見直し一覧（第1号様式）	毎年度4月1日（予算が成立していないものにあつては予算成立日）以後、遅滞なく当該年度の末日までインターネットにより公表するものとし、また、7月1日、10月1日及び1月4日を目途に見直しを行い、変更があるときは、遅滞なく当該年度の末日までインターネットにより公表するものとする。	入札主管課
	第3条第1項 指名競争入札に参加する者に必要な資格	入札参加資格審査申請書提出要領	左記要領を定め、又は作成したとき及び変更したときは、遅滞なく当該要領が廃止されるまでインターネットにより公表するものとする。	入札主管課
	第3条第2項 指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿	四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿	左記名簿を作成したとき及び変更したときは、遅滞なく当該名簿の有効期間が終わるまでインターネットにより公表するものとする。	入札主管課
	第3条第3項 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準	四日市港管理組合建設工事指名競争入札参加者指名要綱、建設工事指名基準の運用基準及び四日市港管理組合建設工事等資格（指名）停止措置要領	左記要綱等を定め、又は作成したとき及び変更したときは、遅滞なく当該要領が廃止されるまでインターネットにより公表するものとする。	入札主管課
	第6条第1項 第2条及び第3条に掲げる事項に変更がある場合における、変更後の当該事項	それぞれ上に記載	それぞれ上に記載	入札主管課
指名通知時	第4条第8号 総合評価方式による入札を行った場合における次に掲げる事項 ア 当該総合評価方式による入札を行った理由 イ 落札者決定基準	アについては、入札条件（総合評価方式による入札を行った理由を記載するものとする。） イについては評価項目一覧	指名通知時に閲覧に供する方法※1により、遅滞なく公表するものとする。なお、公表した事項は、少なくとも契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで公表するものとする。	入札主管課
落札決定後	第4条第3号 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由	入札結果調書（写し）、指名取消し通知（写し）及び指名理由調書（第3号様式）	落札決定後閲覧に供する方法※1により、遅滞なく少なくとも契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで公表するものとする。	入札主管課
	第4条第4号 入札者の商号又は名称及び入札金額	入札結果調書（写し）	同上	入札主管課
	第4条第5号 落札者の商号又は名称及び落札金額	同上	同上	入札主管課
	第4条第6号 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	低入札価格調査により失格となった者の一覧（第4号様式）	同上	入札主管課
	第4条第7号 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	失格である旨を明記した入札結果調書（写し）	同上	入札主管課
契約締結後	第4条第8号 総合評価方式による入札を行った場合における次に掲げる事項 ウ 価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由 エ 落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	ウについては、入札結果調書（写し） エについては、入札結果調書（写し）及び低入札価格調査により失格となった者の一覧（第4号様式）	同上	入札主管課
	第5条第1項 次に掲げる契約の内容 (1)契約の相手方の商号又は名称及び住所 (2)公共工事の名称、場所、種別及び概要 (3)工事着手の時期及び工事完成の時期 (4)契約金額	契約書（写し）及び四日市港管理組合公共工事積算内訳事後公表実施要領で定める積算内訳書、又は左記(1)から(4)までに掲げる内容のわかるもの	契約締結後閲覧に供する方法※1により、遅滞なく少なくとも公表した日の属する年度及び翌年度まで公表する。	事業主管課
契約変更後	第6条第2項 第4条及び第5条の公共工事について、契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合における変更後の次に掲げる契約内容及び変更の理由 (2)公共工事の名称、場所、種別及び概要 (3)工事着手の時期及び工事完成の時期 (4)契約金額	変更後の左記(2)から(4)までに掲げる事項及び変更の理由がわかるもの、又は変更契約書（写し）及び変更理由書（写し）	契約変更後閲覧に供する方法※1により、遅滞なく少なくとも公表した日の属する年度及び翌年度まで公表する。	事業主管課

※1 閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいい、インターネットにより閲覧に供したものは、閲覧所を設けて閲覧に供することを要しない。

別表

	公表事項	公表様式等	公表の方法、時期等	実施機関
随意契約締結前	第2条 発注の見直しに関する事項 (1)公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要 (2)入札及び契約の方法 (3)入札を行う時期	建設工事発注見直し一覧（第1号様式）	毎年度4月1日（予算が成立していないものにあつては予算成立日）以後、遅滞なく当該年度の末日までインターネットにより公表するものとし、また、7月1日、10月1日及び1月4日を目途に見直しを行い、変更があるときは、遅滞なく当該年度の末日までインターネットにより公表するものとする。	入札主管課
契約締結後	第5条第1項 次に掲げる契約の内容 (1)契約の相手方の商号又は名称及び住所 (2)公共工事の名称、場所、種別及び概要 (3)工事着手の時期及び工事完成の時期 (4)契約金額	契約書（写し）及び四日市港管理組合公共工事積算内訳事後公表実施要領で定める積算内訳書、又は左記(1)から(4)までに掲げる内容のわかるもの	契約締結後閲覧に供する方法※1により、遅滞なく少なくとも公表した日の属する年度及び翌年度まで公表する。	事業主管課
	第5条第2項 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由	相手方を選定した理由のわかるもの	同上	事業主管課
契約変更後	第6条第2項 第4条及び第5条の公共工事について、契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合における変更後の次に掲げる契約内容及び変更の理由 (2)公共工事の名称、場所、種別及び概要 (3)工事着手の時期及び工事完成の時期 (4)契約金額	変更後の左記(2)から(4)までに掲げる事項及び変更の理由がわかるもの、又は変更契約書（写し）及び変更理由書（写し）	契約変更後閲覧に供する方法※1により、遅滞なく少なくとも公表した日の属する年度及び翌年度まで公表する。	事業主管課

※1 閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいい、インターネットにより閲覧に供したものは、閲覧所を設けて閲覧に供することを要しない。

※2 閲覧所を設けて公表する場合の取扱い

①閲覧日時

公表事項を閲覧できる日は、四日市港管理組合の休日を定める条例（平成元年四日市港管理組合条例 第2号）第1条第1項各号に掲げる休日を除く日とし、また、公表事項を閲覧できる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

②閲覧条件

公表事項を閲覧しようとする者は、次に掲げる事項を遵守して閲覧しなければならない。

- ・公表事項は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外に持ち出してはならない。
- ・閲覧に供した書類を汚損又はき損してはならない。

※3 低入札調査基準価格及び最低制限価格の公表の取扱い

①対象工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事

②公表事項

低入札調査基準価格及び最低制限価格

③公表方法、時期等

①に掲げる対象工事の契約締結後、遅滞なく、予定価格調書（写し）を閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又は、インターネットにより閲覧に供することをいう。）により、少なくとも公表した日の属する年度及び翌年度まで公表するものとする。